



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年6月13日金曜日 第618号

◇ 目 次 ◇

- 指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 462
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 462
- 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 463
- 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 463
- 指定医師の所在地の変更..... () ... 464

公 告

- クリーニング師試験の施行..... (業務衛生課) ... 464
- 松山南高校本館新築工事..... (会計課) ... 464

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
西予市立野村診療所	西予市野村町野村9号53番地	西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	市長 管 家 一 夫	精神通院医療	令和7年 4月1日
あすなろ薬局今治本店	今治市米屋町3丁目2番10号	株式会社アイネ	松山市此花町7番33号 TMCビル1階	代表取締役 稲 葉 健 介	精神通院医療（薬局）	令和7年 6月1日

○愛媛県告示第605号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フォレオにいほま	新居浜市前田町乙1219-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 芳井 敬一	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大友 浩嗣	令和7年 4月1日	令和7年 6月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月13日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第7号 令和7年6月2日	伊予郡松前町大字西古泉字金子103番1	新居浜市垣生3丁目2番19号 三浦綿業株式会社

○愛媛県告示第607号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	リハビリテーション科	中 萩 診 療 所	佐 伯 祐 司	新居浜市萩生1061番地	令和7年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	市立宇和島病院	川 口 秀 樹	宇和島市御殿町1番1号	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	公立学校共済組合四国中央病院	大 齒 浩 一	四国中央市川之江町2233番地	令和7年6月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	公立学校共済組合四国中央病院	藤 原 聡 史	四国中央市川之江町2233番地	令和7年6月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	公立学校共済組合四国中央病院	松 村 敏 信	四国中央市川之江町2233番地	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	小 児 科	公立学校共済組合四国中央病院	楠 本 岳 久	四国中央市川之江町2233番地	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	臨床薬理内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	越 智 智 佳 子	東温市志津川	令和7年6月1日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	福 西 琢 真	東温市志津川	令和7年6月1日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	杉 本 英 司	東温市志津川	令和7年6月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	渡 部 美 弥	今治市石井町四丁目5番5号	令和7年6月1日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	垣 生 恭 佑	今治市石井町四丁目5番5号	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	津 田 貴 史	今治市石井町四丁目5番5号	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立今治病院	井 上 直 弥	今治市石井町四丁目5番5号	令和7年6月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	吉 井 豊 史	東温市横河原366番地	令和7年6月1日
肢体不自由、音声・言語・そしゃく・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内科、リハビリテーション科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	松 浦 文 三	今治市北日吉町一丁目7番43号	令和7年6月1日
音声・言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	堀 池 典 生	今治市北日吉町一丁目7番43号	令和7年6月1日

音声・言語・そしゃく機能障害	リハビリテーション科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治第二病院	道 堯 浩二郎	今治市北日吉町一丁目7番43号	令和7年6月1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	田所耳鼻咽喉科	田 所 宏 章	新居浜市徳常町9番26号	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	医療法人北辰会西条市民病院	田 中 寿 知	西条市小松町妙口甲1521番地	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮 内 崇 裕	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	木 原 奈 那 子	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	稲 場 翔 也	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 木 亮 太	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	花 岡 由 理 子	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮 地 祥 多	東温市志津川	令和7年6月1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 山 理 彩	東温市志津川	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	高 田 剛 志	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和7年6月1日
心 臓 機 能 障 害	内 科	愛南町国保一本松病院	芝 田 貴 裕	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	令和7年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	徳 本 真 矢	八幡浜市大平1番耕地638番地	令和7年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	住友別子病院	廣 畑 俊 哉	新居浜市王子町3番1号	令和7年6月1日
視 覚 障 害	眼 科	住友別子病院	福 本 健	新居浜市王子町3番1号	令和7年6月1日

○愛媛県告示第608号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
岩 田 真 治	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和7年4月1日

公 告

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による令和7年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時
令和7年9月4日（木）午前9時
- 試験の場所
 - 学科試験
松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館
 - 実地試験
松山市三番町7丁目6-9 愛媛県薬剤師会館

- 受験願書の提出期間
令和7年7月22日（火）から8月5日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 入札に付する事項
 - 工事名

松山南高校本館新築工事

(2) 工事場所

愛媛県松山市末広町

(3) 工事概要

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上6階建

延べ面積8,456.05㎡

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から令和9年6月30日まで

(5) 予定価格

2,600,348,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に規定するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に定義する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

カ この公告の工事においては、工事請負契約の成立の日の翌日から2(2)シの監理技術者及び2(3)エの主任技術者を配置することを要する。

キ この公告の工事において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定による主任技術者の兼任をする場合は、2(2)ウの特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出するまでに兼任する他の工事の発注者の承諾を得なければならない。

ク この公告の工事は、営繕工事における週休2日確保工事試行要領（令和6年9月27日制定）に規定する週休2日確保工事である。

2 入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

(2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和7年度の特定期達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第

1条に規定する特定期達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号 株式会社日総建

所在地 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

カ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク 令和5年度又は令和6年度に完成した愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和5年度の平均点数又は令和6年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ 建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。

コ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,000点以上の者であること。

サ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積5,100㎡以上かつ地上4階以上の階を有する建築物（車庫、倉庫、立体駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築主体工事（新築工事、増築工事又は改築工事であって、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了（工事の一部が完成して引渡し完了し、当該工事の発注者が発行する証明書がある場合を含む。）したものに限る。以下同じ。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施

工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

シ 次の要件を全て満たす監理技術者（法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者を除く。）を専任で配置することができる者であること。

(ア) 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受け監理技術者講習を修了している者であること。

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ面積5,100㎡以上かつ地上4階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事であつて、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者（愛媛県が発注した工事に限る。以下同じ。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。以下同じ。）として従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占める経験に限る。以下同じ。）を有すること。ただし、当該経験が愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事した経験として認めない。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからケまでに掲げる要件

イ 直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において830点以上の者であること。

ウ 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ(ア)に掲げる要件

(イ) 申請書の提出日において3月以上にわたって代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

(ウ) 申請書の提出期限の日から起算して過去15年間に、地上部の主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上2階以上の階を有する建築物に係る建築主体工事であつて、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験を有すること。ただし、当該経験が愛媛県総務部総務

務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事した経験として認めない。

(4) 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(5) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(6) 各構成員又は各構成員の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(7) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

3 入札参加資格の確認

(1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 入札参加資格確認資料

(2) (1)に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)に掲げる申請書類は、電子入札システムにより令和7年6月13日（金）から同月27日（金）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時まで（最終日は午後5時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月13日（金）から同月27日（金）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあつては、令和7年6月27日

(金) 午後5時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ 受付場所

愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)968-2783

FAX番号 (089)943-6891

電子メール kaikai@pref.ehime.lg.jp

(4) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、令和7年7月3日(木)までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあつては、書面により通知する。

(5) その他

ア (1)に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

4 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、3(4)の通知をした日の翌日から令和7年7月14日(月)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、郵送等による場合にあつては、令和7年7月14日(月)午後5時までに、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、令和7年7月18日(金)までに、書面により行う。

5 標準型総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条に定めるところによる。

(2) 評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に100点の基礎点を与えるとともに、技術提案については評価基準に従って評価し、20点を満点とする加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された技術提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点し、及び違約金を徴収する。

6 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

令和7年6月13日(金)から同年7月23日(水)まで

(2) 掲載場所

入札情報公開システム

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

(3) 設計書、図面及び仕様書については、令和7年6月13日(金)から同年7月17日(木)までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムに

より、令和7年6月16日(月)から同年7月10日(木)までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和7年7月15日(火)から同月17日(木)までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

7 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和7年7月18日(金)から同月23日(水)までの電子入札システムの稼働時間中

(2) 開札の日時

令和7年7月25日(金)午後1時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁本館1階会議室(えひめチャレンジオフィス北側)

(都合により変更する場合がある。)

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあつては、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、令和7年7月18日(金)から同月23日(水)までの受付時間中に3(3)イに掲げる場所へ提出すること。

(6) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、令和7年7月23日(水)午後5時までに3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

(7) 入札関係書類の提出について

ア 入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

(ア) 工事費内訳書(入札書に記載される金額に対応したものとし、工事種目及び科目ごとに、金額を記載すること。)

(イ) 技術提案書

イ アに掲げる入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ 提出された入札関係書類は、返却しない。

(8) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で入札を行った者は、令和7年7月30日(水)午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を3(3)イに掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等による場合にあつては、令和7年7月30日(水)午後5時までに、3(3)イに掲げる場所へ必着のこと。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。
- (2) 1(5)の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行ったもの（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。
- (3) (2)の場合において、最高評価値入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (4) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システム又は書面により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

9 契約締結後のV E 提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
- ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。
- イ 入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第7号（その1））によるもの）
令和7年7月11日（金）から同月18日（金）まで
- ウ 金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。
- (ア) 提出期間
令和7年7月11日（金）から同月23日（水）までの受付時間中
- (イ) 提出場所

3(3)イに掲げる場所

- (ウ) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。
- (エ) 金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から令和7年10月14日（火）までの期間を含むこと。
- (3) 契約保証金
契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査制度実施要綱第5条第1項に規定する低価格入札者との契約（以下「低価格入札者との契約」という。）にあっては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効等
- ア 入札参加資格を有しない者及び3(1)に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得（平成13年6月27日制定）、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。
- イ 入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。
- ウ 構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年6月1日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。
- エ 7(7)アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。
- オ 設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 別に配置を求める技術者
低価格入札者との契約に際しては、監理技術者（法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者を除く。）又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約の成立
- ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。
- イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (8) 特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加
2(2)ア又は2(3)アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。
- (9) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)968-2783

FAX番号 (089)943-6891

電子メール kaikei@pref.ehime.lg.jp

(10) 設計書等の貸与申請書提出先及び閲覧場所

愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2255

FAX番号 (089)912-2237

電子メール zaisankatsuyou@pref.ehime.lg.jp

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Main Building of Matsuyama Minami High School

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m., 23 July, 2025

(3) For further information, please contact: Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-968-2783

FAX 089-943-6891

e-mail kaikei@pref.ehime.lg.jp